

仙台市農業委員会第95回総会議事録

○ 開催日時 令和8年2月27日（金曜日）午後1時30分から午後3時07分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 0人

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

6 協 議

(1) 令和8年度総会等関連行事予定表（案）について

(2) 地域計画変更に係る目標地図の素案作成について

7 報 告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出について

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(4) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(6) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断について

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 令和8年度業務計画（案）について

- (9) 令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について
- (10) 令和 7 年度第 2 回地域振興委員会実施状況報告
- (11) 令和 7 年度第 5 回企画検討委員会会議報告

8 その他

- (1) 会長報告
- (2) 「令和 7 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」に対する回答について
- (3) 令和 8 年度委員報酬の改定について
- (4) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
農地係長	伊藤 秀宣	振興係技師	山下 由理
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

1 開 会	開 会	(午後 1 時 3 0 分)
司会：事務課長	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 95 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。</p>	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：事務課長	<p>ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。</p>	
議 長 (赤間会長)	<p>本日は、全員出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	<p>次に、議事録署名委員については、9 番 郷古 雅春 委員、10 番 齋藤 清太 委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>	
議 長	<p>議事に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願ひします。</p>	
嶺岸若夫委員長 (あっせん事業運営委員会 委員長)	<p>2 月 4 日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1 件のあっせんがありました。 若林区荒井（切新田の 1 筆）の農地で、売渡申出人と買受申出人は本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から齋藤清太委員と鈴木可和委員、農地利用最適化推進委員から伊藤憲一推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立</p>	

し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。

以上で、あっせん会の報告を終わります。

(午後1時37分)

議長

議案に入ります。

第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、2月19日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についてを
上程いたします。

最初に、高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、若生宏明推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、贈与による農業承継が1件、利用権の契約期間満了による契約切替が1件の合計5件です。調査の結果報告は、番号1番を中嶋紀世生委員から、番号2番と3番を菊地郁夫委員から、番号4番を熊谷幸夫委員から、番号5番を阿部康幸委員からします。

(書面報告)

(17番中嶋紀世生委員報告)

番号1番は、賃貸借により契約変更するものです。利用権の契約期間満了に伴い、引き続き農地法第3条許可により賃貸借をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、2人で812aの農地を耕作しております。2月13日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(7番菊地郁夫委員報告)

番号2番と3番は、譲受人が同一ですので、一括して報告します。売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、役員5人で148aの農地を耕作しております。2月13日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の

権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(8番熊谷幸夫委員報告)

番号4番は、贈与により農業承継するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、3人で129aの農地を耕作しています。2月11日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(4番阿部康幸委員報告)

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。令和8年2月4日開催のあっせん会においてあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、4人で457aの農地を耕作しております。2月15日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時40分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で調査を行いました。今回の申請は、貸資材置場に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、番号1番を小野寺潔委員から、番号2番を佐々木功治委員からします。番号1番は、口頭報告をします。

小野寺潔委員
(6番)

番号1番は、貸資材置場に転用するものです。転用面積が3,000㎡を超えていることから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑4,186㎡を転用し、資材置場に2,176㎡、通路等に980㎡、法面に1,030㎡を利用する計画です。計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、申請者は、申請地の法面の草刈りについて地域の活動に参加しており、今後も継続的に活動に参加すると、聞き取りしております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(11番佐々木功治委員報告)

番号2番は、駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田459㎡のうち218.57㎡を転用し、駐車場(4台)に66㎡、通路等に152.57㎡を利用する計画です。隣接する集会所の駐車場を拡張するものです。計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。仙台農業振興地域整備計画における農用地区域から除外された旨の通知が令和8年1月16日付で出ております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等

はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時43分)

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条許可の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。

高橋委員委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、ドローン練習場に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、番号1番を鈴木可和委員から、番号2番を私（高橋勝彦委員）からします。

(書面報告)

(14番鈴木可和委員報告)

番号1番は、賃貸借により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が田畑1,194㎡を転用し、事業面積(宅地含む)1,646.23㎡を、資材置場に280㎡、駐車場に120㎡、通路等に1,246.23㎡を利用する計画です。計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、金融機関の残高証明が提出されております。なお、許可を得ないで資材置場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(15番高橋勝彦委員報告)

番号2番は、売買により、ドローン練習場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が田148㎡を転用し、事業面積(雑種地含む)2,692.00㎡をドローン練習場に1,967.31㎡、駐車場に236.00㎡、トイレに5.03㎡、通路等に483.66㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで工事を進めていたことに対し、申請者から始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時44分)

議 長

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを上程いたします。

第4号議案については、熊谷幸夫委員、柴田市郎委員、鈴木可和委員、高橋勝彦委員、高山真里子委員と私(赤間会長)の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。

最初に事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の4ページから16ページをご覧ください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について、確認を求められているもの

です。令和8年4月24日宮城県公告予定分です。総数145件、355筆792,921㎡に係るものです。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしていることから、16ページに記載の(案)のとおり回答するものです。

議 長

145件のうち議事参与の制限に係る案件8件から審議します。

最初に、私(赤間会長)の案件の番号133番を審議することにします。議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。それでは、私(赤間会長)は退席します。

(赤間会長退席)(議長交替する)

議 長

(嶺岸若夫会長
職務代理者)

議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。

赤間会長の案件、番号133番について、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

(嶺岸若夫会長
職務代理者)

質問等がなければ採決します。

番号133番について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

(嶺岸若夫会長
職務代理者)

全員挙手と認めます。よって第4号議案農用地利用集積計画(案)に係る意見についての番号133番については、案のとおり回答することに決定します。赤間会長の案件(番号133番)が終了しましたので、赤間会長は入室してください。

(赤間会長入室)

議 長

(嶺岸若夫会長
職務代理者)

赤間会長の案件が終了しましたので、議長を交替します。

(議長交替する)

議 長

(赤間会長)

それでは、引き続き審議を再開します。

熊谷幸夫委員の案件、番号144番を審議することにします。熊谷幸夫委員は退席していただきます。

(熊谷幸夫委員退席)

議 長

番号144番について、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。
番号 144 番について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第 4 号議案農用地利用集積計画（案）に係る意見についての番号 144 番については、案のとおり回答することに決定します。
熊谷幸夫委員の案件（番号 144 番）が終了しましたので、熊谷幸夫委員は入室してください。

(熊谷幸夫委員入室)

議 長

次に柴田市郎委員の案件、番号 116 番を審議することにします。柴田市郎委員は退席していただきます。

(柴田市郎委員退席)

議 長

番号 116 番について、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。
番号 116 番について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第 4 号議案農用地利用集積計画（案）に係る意見についての番号 116 番については、案のとおり回答することに決定します。
柴田市郎委員の案件（番号 116 番）が終了しましたので、柴田市郎委員は入室してください。

(柴田市郎委員入室)

議 長

次に鈴木可和委員の案件、番号 117 番を審議することにします。鈴木可和委員は退席していただきます。

(鈴木可和委員退席)

議 長

番号 117 番について、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。

番号 117 番について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第 4 号議案農用地利用集積計画（案）に係る意見についての番号 117 番については、案のとおり回答することに決定します。

鈴木可和委員関連の案件（番号 117 番）が終了しましたので、鈴木可和委員は入室してください。

(鈴木可和委員入室)

議 長

次に高橋勝彦委員の案件、番号 47 番・48 番・49 番を審議することにします。高橋勝彦委員は退席していただきます。

(高橋勝彦委員退席)

議 長

番号 47 番・48 番・49 番について、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。

番号 47 番・48 番・49 番について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第 4 号議案農用地利用集積計画（案）に係る意見についての番号 47 番・48 番・49 番については、案のとおり回答することに決定します。

高橋勝彦委員の案件（番号 47 番・48 番・49 番）が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室してください。

(高橋勝彦委員入室)

議 長	<p>次に高山真里子委員の案件、番号 52 番を審議することにします。高山真里子委員は退席していただきます。</p> <p>(高山真里子委員退席)</p>
議 長	<p>番号 52 番について、ご異議・ご意見等はありませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問等がなければ採決します。</p> <p>番号 52 番について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第 4 号議案農用地利用集積計画（案）に係る意見についての番号 52 番については、案のとおり回答することに決定します。</p> <p>高山真里子委員の案件（番号 52 番）が終了しましたので、高山真里子委員は入室してください。</p> <p>(高山真里子委員入室)</p>
議 長	<p>次に、議事参与の制限以外の残り 137 件（47 番、48 番、49 番、52 番、116 番、117 番、133 番、144 番の 8 件を除く）について審議することにします。</p> <p>ご異議・ご意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問等がなければ採決します。137 件について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農用地利用集積計画（案）に係る意見についての 137 件（47 番、48 番、49 番、52 番、116 番、117 番、133 番、144 番の 8 件を除く）については、案のとおり回答することに決定します。</p> <p>(午後 1 時 5 6 分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>(1)「令和 8 年度総会等関連行事予定表（案）について」を、事務局から説明願います。</p>

事務局振興係	<p>— 協議 —</p> <p>(1)「令和8年度総会等関連行事予定表（案）について」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議・意見等なし)</p>
議 長	<p>異議がなければ、(1)「令和8年度総会等関連行事予定表（案）について」は、承認といたします。</p> <p>次に、(2)「地域計画変更に係る目標地区の素案作成について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局農地係長	<p>— 協議 —</p> <p>(2)「地域計画変更に係る目標地区の素案作成について」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議・意見等なし)</p>
議 長	<p>異議がなければ、(2)「地域計画変更に係る目標地区の素案作成について」は、承認といたします。</p> <p>(午後2時04分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を高橋委員長から報告願います。</p>
高橋第二調査委員会委員長	<p>報告1 農地改良工事(現状変更)届出の調査結果について報告します。調査は小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私(高橋勝彦委員)の4名で調査を行いました。今回の届出は、田を引き続き田として利用するための改良工事が1件です。調査の結果報告は、鈴木可和委員からします。</p>
	<p>(書面報告)</p> <p>(14番鈴木可和委員報告)</p> <p>農地改良工事(現状変更)届出について、水田の水はけを良くする目的で、田812㎡に10cm盛土をして田として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域です。農地に引き続き水稻を栽培する計画です。畦畔の高さより低く盛土をする計画であることから、隣接地への影響はないと判断しました。工事期間は、令和8年3月1日から令和8年3月31日までの約1ヶ月です。</p>

1月30日に高山真里子農業委員及び熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が現地調査をしております。関係書類は整備されており、詳細については別添報告書に記載のとおりです。

議 長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

(意見等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(7)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり8件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから4ページに記載のとおり8件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、5ページから6ページに記載のとおり6件の届出がありました。すべて遺産分割による相続となっており、事務局長専決により受理しております。(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、7ページに記載のとおり4件ありました。(6)遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断について、8ページから14ページに記載のとおり196件ありました。調査委員会において調査委員に非農地と判断していただいております。事務局長決裁により処理しております。(7)売渡あっせん希望農地一覧表については、取り下げが1件、新規のあっせん申出が3件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしく願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問がないようですので、次に、(8)「令和8年度業務計画(案)について」を、事務局から報告願います。

事務局振興係

— 報告 —

(8)「令和8年度業務計画(案)について」

議 長	<p>報告事項(8)について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、次に、(9)「令和8年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」を、事務局から報告願います。</p>
事務局振興係	<p>— 報告 —</p> <p>(9)「令和8年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」</p>
議 長	<p>報告事項(9)について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、次に、(10)「令和7年度第2回地域振興委員会実施状況報告」を、事務局から報告願います。</p>
事務局振興係	<p>— 報告 —</p> <p>(10)「令和7年度第2回地域振興委員会実施状況報告」</p>
議 長	<p>報告事項(10)について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、次に、(11)「令和7年度第5回企画検討委員会会議報告」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。</p>
阿部企画検討 委員会委員長	<p>— 報告 —</p> <p>(11)「令和7年度第5回企画検討委員会会議報告」</p>
議 長	<p>報告事項(11)について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>(午後2時22分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。</p> <p>(1)会長報告は、私(赤間 敬 会長)からいたします。資料7をお開き下さい。</p>

会 長	— その他 — (1) 「会長報告」
議 長	ご質問等がございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「『令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見』に対する回答について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (2) 「『令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見』に対する回答について」
議 長	ご質問等がございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「令和8年度委員報酬の改定について」を、事務局から説明願います。
事務局事務課長	— その他 — (3) 「令和8年度委員報酬の改定について」
議 長	ご質問等がございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(4)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	— その他 — (4) 「事務局からの連絡事項」 1 クマ被害防止のための刈りはらい費用を助成します (チラン) 2 モンスターウルフの設置について 3 令和8年3月～4月の予定表 4 他都市農業委員会だより (盛岡市、新潟市、横浜市)
議 長	ここまでの説明について、ご質問等ございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。
他に何かございますか。
なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：事務課長

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理人からお願いします。

嶺岸会長職務
代理人

以上をもちまして、仙台市農業委員会第95回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時07分)